

公表第12号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

なお、今回の監査は、久留米市監査委員 中島 年隆（平成30年6月30日退任）、同 権藤 満（平成30年7月1日就任）、同 樋口 明男、同 市川 廣一、同 大熊 博文が実施したものです。

平成30年8月21日

久留米市監査委員	権 藤	満
久留米市監査委員	樋 口	明 男
久留米市監査委員	市 川	廣 一
久留米市監査委員	大 熊	博 文

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象 部局等	対象課等の内訳	監査実施期間	指摘 事項 件数	意見 件数
総合政策部	総合政策課、創生戦略推進室、シティプロモーション課、移住定住促進センター、広域行政推進課、財政課、広報課、東京事務所	平成30年5月9日 ～平成30年8月31日	1	0
総務部	総務課、情報政策課、人事厚生課、行財政改革推進課、人材育成課、財産管理課、契約課、工事検査課	平成30年4月6日 ～平成30年7月31日	0	1
協働推進部	協働推進課、地域コミュニティ課、安全安心推進課、広聴・相談課、消費生活センター、人権・同和対策課、人権啓発センター、隣保館、男女平等政策課、男女平等推進センター	平成30年4月13日 ～平成30年7月31日	0	1

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成29年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の方法及び方法その他の行政運営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

また、監査の結果に基づき、市政の総合的進展と明朗な市政の運営に資するため、地方公共団体の事務の原則である住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、必要かつ可能な場合には措置等の対応が講じられるよう望む。

【総合政策部】

指 摘 事 項

《財務監査》

〔旅費支給事務〕

旅費において、会議出席負担金に食事代が含まれているにも関わらず、減額調整されていないものがある。

【総務部】

意 見

《事務監査》

本市においては、事務等に使用する物品のうち、原則として3万円以上の物を備品として、物品管理事務を総括する契約監理担当部長を筆頭に各部の物品管理者等によって、備品の適正な管理を行うこととしている。

しかしながら、近年、定期監査等において、備品台帳に登載されているが所在が不明なもの、他課に移管しているが管理換えが行われていないもの、破損により使用不能となっているにもかかわらず、不用品処分が行われていないものなどの事例を指摘しているところである。

また、事例の内容においては、委託業務において使用する備品や指定管理者による管理を行っている施設で使用する備品などについて、所管する課等の管理意識が特に希薄になっている傾向が見られる。

本市の重要な財産である備品について、現金や基金、土地・建物の公有財産などと同様に、適正な管理が求められることは言うまでもない。

備品管理を内部統制の課題として捉え、各部の物品管理者（次長等）や物品出納員（課長等）である管理職の管理意識を高める取組とともに、各部における備品の適正管理に向けた仕組みづくりについて検討されることを強く望む。

【協働推進部】

意 見

《財務監査》

物品購入に係る契約事務において、各部局で購入することができるものの一つとして規定されている予定価格1万円未満になるよう、分割して発注されているものがある。

同一の営業種目の物品を故意に少額に分割して発注することは、価格が割高になる可能性があり、また、原則は入札であり、随意契約はあくまでも例外的な手続であることに鑑みると、少額ではあるが、経済性・公平性の観点からも好ましい状況とは言いがたいので、物品購入の計画的な執行に努めるとともに、法令例規等に則った適正な契約事務を行うこと。